

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定について

県では、新たに持続可能な栽培技術を導入する「導入計画」を認定しています。認定期間は5年間で、認定有効期限までに技術を導入する計画です。導入計画が認定された農業者をエコファーマー（愛称）と呼んでいます。

◎導入計画の内容

- 「三重県における作物別導入指針」に記載のある省令技術を下表Ⅰ～Ⅲの技術区分毎に1つ以上実施すること。
省令技術は品目ごとに違います。詳細は、県ホームページの「三重県における作物別導入指針」をご参照ください。
<http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000101271.pdf>
- 実施する省令技術のうち1つ以上は、「新たに導入する技術」または「既に実施している技術の改善」であること。

技術区分	Ⅰ 有機質資材施用技術	Ⅱ 化学肥料低減技術	Ⅲ 化学農薬低減技術
省令技術	・土づくり ・有機物資源の活用	・化学窒素の節減 ・有機態窒素の活用	・化学合成農薬の節減
主な認定要件	技術区分Ⅰの省令技術を1つ以上実施する。	技術区分Ⅱの省令技術を1つ以上実施する。	技術区分Ⅲの省令技術を1つ以上実施する。
<p>実施する省令技術のうち1つ以上は、新たに取り組む技術であること（既に取り組んでいる省令技術の改善※も可）。</p> <p>※技術改善の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機態窒素50%の肥料を100%のものに変更する。 ・有機質資材の原料が異なる堆肥に変更する（C/N比が大きく変わる等）。（導入を検討している技術が技術改善に該当するかご不明の場合は、申請前にご相談ください。） 			

◎計画認定による特例措置

農業改良資金で導入計画の達成に必要な機械や資材を購入する場合、償還期間が10年から12年に延長されます。

お問い合わせは、最寄りの地域事務所または県庁農産園芸課まで	
桑名農政事務所 農政室	電話 0594-24-7421
四日市農林事務所 農政室	電話 059-352-0627
津農林水産事務所 農政室	電話 059-223-5102
松阪農林事務所 農政室	電話 0598-50-0564
伊勢農林水産事務所 農政室	電話 0596-27-5168
伊賀農林事務所 農政室	電話 0595-24-8141
尾鷲農林水産事務所 農政・農村基盤室	電話 0597-23-3498
熊野農林事務所 農政室	電話 0597-89-6120
県庁 農林水産部農産園芸課	電話 059-224-2543